

25年納めれば 国民年金はやめてもいいの？

Q

私は45歳になる
自営業者です。国
民年金は20歳から
納め始めてすでに25年間納付し
ました。住宅等の支払が多いた
め、年金をやめたいのですが。

A

25年というのは、
老齢基礎年金を受
けるための最低限
の期間であつて、そこでやめて
も良いということではありません。
ん。

国民年金は、加入者のみなさ
んが納めている保険料と国の負
担でまかなわれており、働く若
い世代が保険料を納め、その時
のお年寄りの年金を支えていく
仕組みです。60歳になるまでは
国民年金に加入し、保険料を納
めることは国民の大切な義務と
なっています。

ちなみに、25年納付の年金額
と40年納付の年金額を計算して
みましたので比較してみてください。
い。

勤労収入の無くなった時のあ
なた自身のためにも40年間完納
を目指して下さい。

25年納付の場合

$$747,300 \times \frac{25年 \times 12ヶ月}{40年 \times 12ヶ月} = 467,100円$$

40年納付の場合

$$747,300 \times \frac{40年 \times 12ヶ月}{40年 \times 12ヶ月} = 747,300円$$

※この額は、65歳で請求した場合の年金額です。

※収入が少ないなどの事情によ
り、保険料を納めることが困難
な場合は、保険料の免除制度が
ありますので、印鑑を持参のう
え、住民課年金係で手続きして
下さい。



届出を必要とする場合

- 氏名・住所を変えたとき
- 就職したとき
- 退職したとき
- 配偶者の被扶養者となったとき
(結婚・配偶者が就職・本人の収入減等)
- 配偶者の被扶養者でなくなったとき
(離婚・配偶者が退職・本人の収入増等)
- 配偶者が転職して加入年金制度を変えたとき
- 他制度の老齢年金を受けることになったとき
- 保険料の支払方法を変えたとき

人生の節目には届け出を

20歳以上60歳未満のすべての人
がいろいろな型で国民年金に加入
しています。

加入者は職業によって第一号被
保険者(自営業・学生等)第二号
被保険者(サラリーマン)第三号
被保険者(サラリーマンに扶養さ
れている配偶者)の三種類に分け
られます。
住所や氏名が変わったときはも
ちろんのこと、被保険者の種類が
変わったときも届け出が必要にな
ります。
主な届け出は左表のとおりです。



国民年金保養センターのご案内

国民年金保養センターは、国民年金加入者や
受給者のみなさんが低料金で利用できる施設で、
全国に51箇所設置されています。
千葉県には、太東岬にそとぼ、夷隅川の河口に、
保養センター「そとぼ」があり、宿泊施設の
ほかプールやテニスコートなどが完備されてい
ます。



保養センター「そとぼ」

施設の利用を希望される方は、☎0470-
87-7111「そとぼ」へ直接申
し込んで下さい。
(3か月前から予
約できます。)
※「そとぼ」以
外の保養センター
について知りたい
方は、役場年金係
(☎内線247)へ
お問い合わせ下さい。

●所在 夷隅郡岬町和泉4437の10
●料金(一泊二食付)加入者・受給者 6,767円
一般 7,673円